

令和5年1月17日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

### 「医療機関・健康フォローアップセンターからの日次報告の方法について（再周知）」

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡発出に関し、このたび大阪府より通知が届きましたので情報提供いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者に係る報告については、「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月12日事務連絡）において、患者の発生届の対象範囲を示すとともに、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師（医療機関）は、日ごとの当該「患者の総数」及び日ごとの当該患者の「年代別の総数」を報告（以下「日次報告」）することが依頼されています。

今般の大阪府通知は、発生届を提出している者も含めた日次報告が必要あることから、その対応を改めて依頼するものであります。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

#### ●各種通知掲載先

検索エンジンで「大阪府 令和4年度感染症法関係通知」でもアプローチ可能です。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa4nentuti.html>



#### ●大阪府通知に関する問い合わせ先

大阪府健康医療部感染症対策企画課 電話：06-6944-9156